

## 長崎市監査公表第9号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成31年4月25日

長崎市監査委員 三井敏弘  
同 三谷利博  
同 井上重久  
同 武次良治

### 1 監査の種類

定期監査（工事監査）（平成30年8月17日付 長崎市監査公表第12号）

### 2 監査の期間

平成30年4月2日から平成30年7月30日まで

### 3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	水産農林部	水産振興課
	上下水道局事業部	水道建設課

### 4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
水産農林部 水産振興課	受注者はクローラークレーンをトレーラで運搬した際、道路法に基づく特殊車両通行許可申請を行っていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。	平成30年9月4日に部内説明会を実施し、受注者が行う官公庁等への手続きについて周知を図った。 施工前に受注者が提出する施工計画書のチェックリスト及び課内で実施する現場パトロールの実施点検表に特殊車両通行許可について、チェック項目を追加し、法令遵守するよう指導を行うこととした。
上下水道局事業部 水道建設課	設計図書に施工上必要な橋梁添架の図面・仕様書の添付がなく、工事打合せ簿による指示を交わさず、その図面・仕様書を受注者へ手渡していた。適正な設計、工事打合せ簿の処理に留意されたい。	本工事は、工事監査の受監時には施工中であり、指摘を受けた橋梁添架にかかる部分については、未施工であった。 指摘を受けた後、工事打合せ簿で、橋梁添架部の必要な特記仕様書及び配管詳細図を添付し受注者に指示を行うとともに、特記仕様書及び図面について設計図書に追加を行った。 また、今回の事案に対し、再発防止に向け部内の関係各課へ文書により周知を行った。